

北栄町隣保館運営審議会委員募集要項

地域社会における福祉の向上と住民交流の拠点となる隣保館の適正な運営について、協議していただく委員を募集します。

- | | |
|---------------|---|
| <u>1 応募資格</u> | 18歳以上で町内に住所を有する方、又は町内事業所に勤務している方 |
| <u>2 募集人数</u> | 1名 |
| <u>3 応募方法</u> | 住所・氏名・生年月日・連絡先を明記のうえ、「委員に応募しようと思われた動機等」について応募用紙に記載していただき、大栄庁舎生涯学習課に提出してください。
提出は、直接持参・郵送・FAX・Eメール、いずれの方法でもかまいません。 |
| <u>4 募集締切</u> | 令和7年5月7日（水） |
| <u>5 その他</u> | (1) 応募多数の場合は動機等の内容を参考に選考します。
(2) 任期は委嘱の日から2年間です。
(3) 委員会は、平日の午後7時から午後8時30分の間に開催し、年2回程度を予定しています。
(4) 報酬は、委員会の出席1回あたり3,000円です。
(5) 児童館運営委員との兼務となります。会は同時に開催しますので、回数は変わりません。 |

6 申込み・問い合わせ

[住 所]	〒689-2292 北栄町由良宿423番地1 北栄町役場 生涯学習課
[TEL]	0858-37-5871（直通）
[FAX]	0858-37-3242
[Eメール]	jinken@e-hokuei.net